

官報

號外 昭和十四年二月二十六日

第七十四回帝國議會貴族院議事速記録第十六號

昭和十四年二月二十五日(土曜日)午前十時九分開議

議事日程 第十六號

昭和十四年二月二十五日

午前十時開議

第一 昭和十二年法律第五十七號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第二 大正十四年法律第五十一號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第三 明治四十五年法律第二十三號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第四 名古屋帝國大學創設ニ伴フ帝國大學特別會計及官立大學特別會計ノ關涉ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)

第五 寺院等ニ無償ニテ貸付シタル國有財産ノ處分ニ關スル法律案(政府提出)

第六 郵便年金法中改正法律案(政府提出)

○議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマス

(小林書記官朗讀)

去ル二十日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

花柳病豫防法中改正法律案

從四位 子爵增山 正興君
去ル二十一日卒去セラル依テ二十三日弔辭ヲ贈レリ

去ル二十一日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

昭和十四年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案特別委員會

委員長 子爵高橋 是賢君
副委員長 男爵深尾隆太郎君

人事調停法案特別委員會

委員長 伯爵二荒 芳徳君
副委員長 男爵渡邊 修二君

軍用自動車検査法案特別委員會

委員長 侯爵小村 捷治君
副委員長 子爵立見 豐丸君

朝鮮事業公債法中改正法律案特別委員會

委員長 伯爵堀田 正恒君
副委員長 男爵大藏 公望君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

郵便年金法中改正法律案可決報告書

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第七十四回帝國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

大藏省所管事務政府委員

大藏書記官 田中 豐君
去ル二十二日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

寺院等ニ無償ニテ貸付シタル國有財産ノ處分ニ關スル法律案修正報告書

大正十四年法律第五十一號中改正法律案
明治四十五年法律第二十三號中改正法律案

名古屋帝國大學創設ニ伴フ帝國大學特別會計及官立大學特別會計ノ關涉ニ關スル法律案

一昨二十三日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)

昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第一號)

○議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、本日、豫算委員赤池濃君都合ニ依リ委員辭任ノ申出ガゴザイマシタ、之ヲ許可スルコトニ御異議ハゴザイマセスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス、就キマシテハ第九部ニ於テ其ノ補闕選舉ヲ行ハレムコトヲ望ミマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第一、昭和十二年法律第五十七號中改正法律案、日程第二、大正十四年法律第五十一號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是等ノ二案ヲ一括シテ議題ニスルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス、松村大藏政務次官

(左ノ送付文及法律案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下ニ做フ)

昭和十二年法律第五十七號中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年二月二十二日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

昭和十二年法律第五十七號中改正法律案

昭和十二年法律第五十七號中左ノ通改正第一項中「昭和十四年六月三十日」ヲ「昭和十六年六月三十日」ニ改ム

參照

昭和十二年法律第五十七號ハ鐵ノ輸入税免除ニ關スル法律ナリ

大正十四年法律第五十一號中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年二月二十二日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

大正十四年法律第五十一號中改正法律案

大正十四年法律第五十一號中左ノ通改正別表甲號輸入税表番號第六百六十九號ノ内ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

二〇八ノ内ニトロナフタリン

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參照

大正十四年法律第五十一號ハ關東州ノ生産ニ係ル物品ノ輸入税免除等ニ關スル法律ナリ

律案及大正十四年法律第五十一號中法律案、提出ノ理由ニ付テ御說明致シマス、先
ヅ昭和十二年法律第五十七號中改正法律案
ニ付テ說明致シマス、鐵ノ輸入税ハ本法ニ
依リ本年六月三十日迄免除セラレ居ルノ
デアリマス、最近我が國ニ於ケル其ノ
生産、輸入、需給等ノ現狀ニ鑑ミマスル時
ハ、更ニ免稅期間ヲ二箇年延長致シマス、
鐵鋼需給ノ圓滑ニ資スルヲ適當ト認メ、改
正法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス、次
ニ大正十四年法律第五十一號中改正法律案
ニ付キマシテ說明致シマス、最近關東州ニ
於テ「ニトロナフタリン」ノ生産ヲ見ルニ至
タノデアリマス、之ガ輸入ヲ便ナラシム
ル爲、其ノ輸入税ヲ免除スルヲ適當ト認メ、
本改正案ヲ提出シタ次第デアリマス、以上
兩案ニ付キマシテ何卒御審議ノ上、協賛ヲ
與ヘラレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御質疑ガナ
ケレバ、兩案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サ
セマス

〔小林書記官朗讀〕
昭和十二年法律第五十七號中改正法律案
外一件特別委員
侯爵須賀正氏君 子爵三宅戶敬光君
男爵山根 健男君 男爵水谷川忠麿君
菊池 恭三君 根津嘉一郎君
宇野 勇作君 長野 忠次君
野村 德七君

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第三、明治
四十五年法律第二十三號中改正法律案、政
府提出、衆議院送付、第一讀會、寺田拓務
政務次官

明治四十五年法律第二十三號中改正法
律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十四年二月二十二日
衆議院議長 小山 松壽
貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

明治四十五年法律第二十三號中改正法
律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十四年二月二十二日
衆議院議長 小山 松壽
貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

明治四十五年法律第二十三號中改正法
律案
明治四十五年法律第二十三號中左ノ通改
正ス
第一條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ樺太ニ於テ人造石油製造事業法第
二條ノ規定ニ依リ人造石油製造事業ノ
許可ヲ受ケタル會社ニ對シテハ行政官
廳其ノ採掘料ヲ定メ之ヲ許可スルコト
ヲ得

附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
參照
明治四十五年法律第二十三號ハ樺太ニ
於ケル石炭ノ採掘ニ關スル法律ナリ
〔政府委員寺田正君演壇ニ登ル〕

○政府委員(寺田正君) 只今議題トナリ
マシタ明治四十五年法律第二十三號中改正
法律案ニ付キマシテ、提案理由ヲ簡單ニ御
說明致シマス、我が國ニ於キマスル液體燃
料需給ノ現狀ニ鑑ミマシテ、人造石油製造
事業ノ振興確立ヲ圖リマスルコトハ、國防
上及産業上、刻下ノ急務ト存ズルノデアリ
マス、然ルニ御承知ノ如ク人造石油製造事
業ハナカク困難ナル事業デアリマシテ、
之ガ經濟的經營ヲ圖リマス爲ニハ、各方面
ニ於テ研究ガ進メラレ、原料炭ニ付キマシ
テハ其ノ炭質ヲ選ブハ勿論、其ノ炭量ニ付
相當考慮ヲ要ストサレテ居ルノデアリマス
ガ、幸ニ樺太ノ所謂封鎖炭田中ニ、最も好
ク此ノ要求ニ適合スルモノガアリマス、デ
政府ニ於キマシテモ、從來ヨリ適當ナル人
造石油製造會社ニ對シ封鎖ヲ解キ、原料炭
ノ取得ヲ容易ナラシメ、以テ液體燃料國策
ノ遂行ニ資シタイト考ヘテ居タノデゴザイ
マスガ、一方有力會社ノ中ニモ、此ノ炭田
ヲ利用シ、大規模ノ人造石油製造事業ヲ經
營セムトスル希望ヲ有スルモノヲ生ズルニ
至ッタノデアリマス、樺太ノ拓殖上カラモ必

要デアリ、速カニ之ガ實現ヲ期シタイノデ
アリマス、然ルニ封鎖炭田ノ石炭採掘ニ付
キマシテハ、現行法ノ下ニ於キマシテハ如
何ナル場合ニ於キマシテモ、其ノ採掘量ヲ
競争入札ニ付シマシテ、落札者ニ之ヲ許可
スルコトヲナツテ居リマス關係上、縱令人
造石油製造會社ガ競争入札ニ加入致シマシ
テモ、必ズシモ之ニ落札スルトハ考ヘラレ
マセヌノデ、特ニ人造石油製造事業法ニ依
リ許可ヲ受ケマシタル人造石油製造會社ニ
限り、競争入札ニ依ラナイデ行政官廳ガ其
ノ採掘量ヲ定メ、之ヲ許可シ得ルヤウ改メ
ルコトガ適當デアラリマス、何卒御審議ノ
上御協賛ヲ賜ハラムコトヲ希望致シマス

○子爵戸澤正己君 只今日程ニ上リマシタ
明治四十五年法律第二十三號中改正法律案
ハ、關聯スル所ガアリマスルガ故ニ、朝鮮
事業公債法中改正法律案外二件ノ特別委員
ニ併託セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成
○議長(伯爵松平賴壽君) 戶澤子爵ノ動議
ニ御異議ガザイマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナシト認
メマス
○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第四、名古
屋帝國大學創設ニ伴フ帝國大學特別會計及
官立大學特別會計ノ關涉ニ關スル法律案、
政府提出、衆議院送付、第一讀會、松村大
藏政務次官

名古屋帝國大學創設ニ伴フ帝國大學特別
會計及官立大學特別會計ノ關涉ニ關
スル法律案
昭和十三年度末現在ノ官立大學資金ニシ
テ名古屋帝國大學ノ用ニ供スルモノ及昭
和十三年度官立大學特別會計ノ歲入殘餘
ニシテ名古屋帝國大學ニ屬スルモノハ之
ヲ帝國大學資金ニ編入スベシ
前項ノ規定ニ依リ編入シタル資金ハ之ヲ
名古屋帝國大學ノ資金トシテ區分整理ス
ベシ

昭和十三年度官立大學特別會計歲入歲出
豫算中翌年度ニ繰越ヲ要スルモノニシテ
名古屋帝國大學ニ關スルモノハ之ヲ帝國
大學特別會計ニ繰越シ使用スベシ
名古屋帝國大學長ニ經理ヲ委任シタル獎
學寄附金ノ支拂殘額ハ大學特別會計法第
十條ノ規定ニ依リ名古屋帝國大學總長ニ
經理ヲ委任シタルモノト看做ス

附則
本法ハ昭和十四年度ヨリ之ヲ施行ス
〔政府委員松村光三君演壇ニ登ル〕
○政府委員(松村光三君) 只今議題トナリ
マシタ名古屋帝國大學創設ニ伴フ帝國大學
特別會計及官立大學特別會計ノ關涉ニ關ス
ル法律案提出ノ理由ヲ御說明致シマス、現
下内外ノ情勢ニ鑑ミ、昭和十四年度ニ於テ
新タニ醫學部及理工學部ヨリ成ル名古屋帝
國大學ヲ創設シ、其ノ醫學部ハ現在ノ名古
屋帝國大學ヲ移シ替フルコトト相成リマシ
タ處、之ニ伴ヒマシテ帝國大學特別會計ト
官立大學特別會計トノ關涉ニ關スル法律ヲ
制定スルノ必要ガアリマス、デ、本法律
案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、何卒
御審議ノ上、速カニ協賛ヲ與ヘラレムコト
ヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御質疑ガナ
ケレバ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サ
セマス

〔丸龜書記官朗讀〕
名古屋帝國大學創設ニ伴フ帝國大學特別
會計及官立大學特別會計ノ關涉ニ關
スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十四年二月二十二日
衆議院議長 小山 松壽
貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

名古屋帝國大學創設ニ伴フ帝國大學特別
會計及官立大學特別會計ノ關涉ニ關
スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十四年二月二十二日
衆議院議長 小山 松壽
貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

名古屋帝國大學創設ニ伴フ帝國大學特別
會計及官立大學特別會計ノ關涉ニ關
スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十四年二月二十二日
衆議院議長 小山 松壽
貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

會計及官立大學特別會計ノ關涉ニ關スル
法律案特別委員

侯爵山内 豐景君 伯爵後藤 一藏君
子爵松平 保男君 中川 健藏君
男爵今園 國貞君 小久保喜七君
藤原銀次郎君 小林嘉平治君
山田仙之助君

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第五、寺院
等ニ無償ニテ貸付シタル國有財産ノ處分ニ
關スル法律案、政府提出、第一讀會ノ續、
委員長報告、委員長柳原伯爵

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サル、モ參
照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

寺院等ニ無償ニテ貸付シタル國有財産
ノ處分ニ關スル法律案
右別冊ノ通修正議決セリ依テ及報告候也
昭和十四年二月二十二日

委員長 伯爵柳原 義光
貴族院議長伯爵松平賴壽殿

特別委員ノ修正ニ係ル部分ノ
ミヲ印刷シ其ノ他ハ之ヲ略ス
小字及ハ修正ナリ

第四條 前條ノ規定ニ依リ賣拂代金ニ付
テハ命令ノ定ムル所ニ依リ五年内ノ年
賦延納ヲ認ムルコトヲ得但シ國債ヲ以
テ擔保ヲ供シタルトキハ十年内ノ年賦
延納ヲ認ムルコトヲ妨ゲズ

(伯爵柳原義光君演壇ニ登ル)

○伯爵柳原義光君 只今議題ト相成リマシ
タ寺院等ニ無償ニテ貸付シタル國有財産ノ
處分ニ關スル法律案ノ特別委員會ニ於ケル
審議ノ經過結果ヲ簡單ニ御報告申上ゲマ
ス、此ノ案ハ先頃宗教團體法案ト同時ニ提
案上程セラレマシタモノデアリマシテ、同
一ノ特別委員會ニ付託ニ相成ツタノデアリマ
ス、而シテ宗教團體法案ノ委員會ノ審議決定
了後、去ル十七、二十、二十一及二十二ノ四
日ノ午前及午後ニ互リ四回開會ヲ致シマシ

テ、慎重ニ審議ヲ致シマシタ、結局第四條
ニ簡單ナル修正ヲ加ヘテ全會一致ヲ以テ可
決ヲ致シタルデアリマス、提案ノ趣旨ハ、
寺院佛堂ノ國有境内地讓與ノ問題ハ多年ノ
懸案デアッタノデアリマスガ、政府トシテハ
寺院佛堂ノ財産管理ノ方法ガ完備スレバ、
之ヲ適當ニ解決スル旨ヲ屢々發表サレテ居
ルデアリマス、而シテ今回提案ノ宗教團體
法ガ成立致シマスレバ、寺院佛堂ノ財産管
理ノ方法モ亦完備致シマスガ故ニ從テ
宗教團體ヲ保護シテ、其ノ教化機能ヲ十分
ニ發揮セシメ、以テ國家ノ興隆、文化ノ發
展ニ寄與スル所アラシメムト欲シマシテ、
古來寺院佛堂ト特殊ノ沿革ノ關係ヲ有スル
國有境内地ヲ、適當ナル條件ノ下ニ讓與ス
ルコトハ時宜ニ適ヘル措置デアアル、斯ウ云
フノガ此ノ提案ノ要旨デアアルデアリマス
即チ本法施行ノ際ニハ、寺院又ハ佛堂ニ無
償ニテ貸付ケタル國有財産ハ、寺院等ガ一
定ノ期間内ニ申請ヲ致シマスレバ、境内地
トシテ必要ナル部分ハ之ヲ讓與スルコトト相
成リ、又其ノ間讓與ヲナス爲ニハ、寺院境
内處分審查會ヲ設置シ、之ニ諮問シ、慎
重ニ審議正當ナル行フノデアリマス、
又其ノ讓與ヲ爲サザル部分ニ付テモ、寺院
佛堂ノ申請ニ依リ、時價ノ半額ヲ以テ賣拂
ヒ、其ノ代金ニ付テモ年賦延納ヲ認メテア
ルデアリマス、而シテ政府提出ノ原案ニ
ハ、其ノ年賦延納ノ期限ヲ、法案ノ第四條
ニ於テ五年ノ年賦延納ヲ認ムルコトニナ
テ居ルデアリマスガ、特別委員會ニ於テ
ハ、之ヲ十年ト云フコトニ修正ヲ致シ、且同
條ノ但書ヲ削除致シタルデアリマス、其ノ
理由ハ賣拂代金ノ納付ヲシテ成ルベク無理
ナカラシメ、完全ニ納付セシメタイト云フ
趣旨デアリマス、委員會ニ於テハ此ノ修正ヲ
認メ、其ノ他ハ原案通り全會一致可決致シ
次第デアリマス、而シテ質問應答モ多クア
タリマスガ、大體ハ速記録ニ於テ御覽ヲ願
ヒタイト考ヘマスルガ、其ノ中ノ主ナルモノ

ダケヲ簡單ニ御紹介申上ゲタイト存ジマ
ス、第一ニ寺院等ニ國有財産ヲ讓與スルノ
趣旨如何ト云フ質問ガアッタデアリマス、
之ニ對シ政府カラ、宗教團體法案ガ宗教團
體ニ適當ノ保護ヲ與ヘテ、宗教教化ノ宣揚
ニ資セムトスルノ精神ナルニ鑑ミ、其ノ教
化作用ヲ十分ニ遂ゲシムルガ爲ニ讓與ヲ爲
サムトスルモノデアアルト、斯ウ云フ答辯ガ
アッタデアリマス、第二ニ、宗教團體ヲ保
護助長スル趣旨ヲ以テ讓與スルコトセバ、寺
院佛堂以外ノ宗教團體ニ對シテモ、國有財
產ヲ讓與スルノ意思ナキヤト云フ質問ガ
アッタデアリマス、之ニ對シテ政府ヨリ、
讓與ノ趣旨ハ寺院等ノ保護ニアルモノ、古來
寺院等ニ沿革的ニ密接ナル關係ヲ有スル無
償貸付ノ境内地ヲ、其ノ必要ノ範圍ニ於テ
讓與セムトスルモノデアアルカラ、他ノ宗教
團體ニ對シテハ國有財産ヲ讓與スル等ノ
意思ヲ有シテ居ラス、斯ウ云フ答辯ガア
ッタデアリマス、第三ニ、寺院等ノ境内地等
ニ對スル、明治初年ノ上地處分ノ行過ギ
是正スル趣旨ニ依リ、讓與スルモノナリヤ
如何トノ質問ガアッタデアリマス、之ニ對
シテ政府トシテハ、明治初年ノ上地處分又
ハ官民有區分ヲ不當ナリトハ決シテ認メ
居ラス、唯寺院等ヲ保護シ、其ノ教化作用ヲ
遂ゲシムル爲、從來ノ沿革等ニ顧ミテ、適
當ニ之ヲ解決セムトスルモノデアアルト云
フ答辯ガアッタデアリマス、第四ニ、讓與
ノ範圍ニ付キマシテ質問ガアッタデアリ
マス、之ニ對シ政府ヨリ、讓與ノ範圍ハ勅
令ヲ以テ規定スルコトナルガ、大體ニ於
テ寺院佛堂ノ境内地トシテ必要ナリト認
メラル、モノハ全部讓與スルコトナル見込
デアアル、斯ウ云フ答辯ガアッタデアリマ
ス、第五ニ、賣拂ノ範圍ニ付キマシテ質問ガ
アリマシテ、之ニ對シテ政府ヨリ、賣拂フベ
キ國有財産ハ、大體寺院等ニ於テ其ノ目的外
ニ使用ノモノデアアルト答辯ガアッタデア
リマス、第六ニ、特ニ國有トシテ存置スルノ必

要アルモノトハ如何ナルモノヲ指スノデア
アルカト云フ質問ガアッタデアリマス、之
ニ對シ政府ヨリ、國土保安其ノ他公益上、
又ハ森林經營上必要ナル箇所ヲ云フモノデ
アルト云フ答辯ガアッタデアリマス、第
七ニ、寺院境内地處分審查會ハ東京ニ一箇
所設置セラル、趣デアアルガ、地方ノ事情ニ
不案内ナル中央ニ於テ審議スルノハ、不適
當デハナイカト云フ質問デアリマス、而シ
テ不當デアアルトセバ覆審制度トシテハド
ウカト云フ質問ガアッタデアリマス、
之ニ對シテ政府ヨリ、今回ノ處分ニ當ッ
テハ其ノ境内地ノ全部ヲ讓與セラル、モノガ
大部分ヲ占ムル見込デアアルカラシテ、審查
會ニ於テ論議セラル、モノハ極メテ少數ナ
リト豫想セラ、ノデアアルカラシテ、東京ニ
於テ關係各省及民間、殊ニ宗教界ノ權威者
ヲ以テ組織スル審查會ニ於テ審議スルヲ寧
ろ適當トスル、斯ウ云フ答辯ガアッタデア
リマス、第八ニ、年賦延納ヲ認ムル期間
ノ五年ハ短キニ失セザルヤト質問ガア
ッタデアリマシテ、之ニ對シ政府ヨリ、賣
拂申請期間ト併セ考慮スル時ハ、大體其ノ期
間ハ十分ナリト認ムル旨ノ答辯ガアッタ
デアリマス、本件ニ付テハ更ニ種々檢
討ノ結果、現在ノ寺院等ノ資産狀態ヨリ考
慮ヲ致シマシテ、前述ノ如ク修正意見ガ提
出セラレ、是ガ成立シタルデアリマス、第
九ニ、從來ノ國有境内地ヲ公園ニ編入セラ
レタル寺院ニ對シ、本法ニ依リ讓與ノ取扱
ヲ爲スモノナリヤト云フ質問ガアッタデア
リマス、之ニ對シ政府ヨリ、寺院ニ對シテ
ハ速カニ境内地ノ設定ヲ爲シ、本法ノ適用
ヲ受クルヤウニ取計ラフベキ旨ノ答辯ガ
アリマシタ、第十ニ、本法ノ施行期日ニ付
テ質問ガアッタデアリマス、之ニ對シ政
府ヨリ、宗教團體法施行ノ日ヲ以テ施行ス
ル考デアアル、斯ウ云フ答辯ガアッタデア
リマス、以上ガ本法案ニ對シマスル質疑
應答ノ主ナルモノデアアルデアリマス、

質疑終了ノ後討論ニ入りマシテ、前述ノ如ク修正議決致シタ次第アリマス、之ヲ要スルニ本法案ハ、宗教團體法ノ制定ニ伴ヒ、寺院等ヲ保護シ、其ノ教化機能ヲ十分ニ發揮セシムル爲、國有境内地ヲ讓與シ、又ハ低價ヲ以テ賣却スル必要ニ基クモノデアルノデアリマス、何卒此ノ修正案ニ御賛成ヲ賜ハリタク存ジマス、之ヲ以テ御報告ヲ終リマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ガゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通リデ御異議ガゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ガゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通

リデ御異議ガゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第六、郵便年金法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長淺野侯爵

郵便年金法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十四年二月二十一日

委員長 侯爵淺野 長之

貴族院議長伯爵松平賴壽君

侯爵淺野長之君演壇ニ登ル

○侯爵淺野長之君 只今議題ニナリマシタ郵便年金法中改正法律案ノ特別委員會ノ經過結果ヲ御報告申上ゲマス、本委員會ハ本月十八日、二十、二十一日ノ三日ニ互リマシテ會議ヲ開キ、最初ニ政府當局ヨリ本案ニ付テ詳細ナル御説明ガゴザイマシタ、是ハ速記録ニテ御覽ヲ戴クコトニ願ヒマス、次ニ審議ノ概要ヲ申上ゲマス、郵便年金制度ハ古來敬老ノ美風アル我が國ニ非常ニ相應シイ制度デアルト考ヘルガ、之ヲ簡易保險制度ト比較スルト、マダ日本國民ニ一般的ニ行渡ッテ居ナイノデハナイカト云フ感シガスル、政府當局ノ努力ガ足リナイノデハナイカト云フガドウカト云フ質疑ガゴザイマシテ、之ニ對シ政府ハ、此ノ制度ノ普及ニハ十分努力ヲ拂ッテ居ルガ、普及シナイ原因ハ國民ノ心理狀態ニ於テ、死後ノ備フコトヲ考ヘルヨリ痛切ナ爲デアル、又一原因トシテ年金ハ保險ヨリ掛金ガ澤山要ルト云フ點ガアルガ、政府ハ分割拂ニシテ其ノ普及ニ努力シテ居ル次第デ、殊ニ事變以來從來ヨリモ一層良キ效果ヲ收メテ居ルトノ答辯デゴザイマシタ、次ニ政府トシテ如何ナル種類ノ年金制度ノ一番増加ヲ希望シテ

居ラル、カト云フ質問ニ對シマシテ、大體ニ於テ我が國ノ家族主義ノ建前カラ、又實際生活上カラ保證期間附終身年金ノ如キハ多クノ契約者ニ便利ナ制度デハナイカト考ヘテ居ルト云フ答辯ガゴザイマシタ、其ノ他ニ關シテ熱心ナル質疑應答ガ行ハレ、慎重審議ヲ盡サレマシタガ、是ノ詳細ハ速記録ニ讓ルコトニ致シタウゴザイマス、質疑終了致シマシテ直チニ討論ニ入り、一委員カラ賛成意見ノ陳述ガゴザイマシタ、今回ノ改正案ノ主要ナル點ハ保證期間附年金制度ノ創設ト、戰時事變ニ際シテ死亡シタル年金契約者ノ遺族ニ對スル特別給付ト、二ツデアルガ、特ニ此ノ遺族ニ對スル措置ハ、將來出來ルダケ多額ニ支出ガ出來ルヤウニ研究ヲ願ヒタイト思フコトヲ希望意見ガゴザイマシタ、其ノ他ハ省略致シマシテ、討論ヲ終ッテ採決ニ入り、全會一致政府原案通リニ可決致シマシタ、簡單ナガラ右御報告申上ゲマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ガゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ガゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通リデ御異議ガゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通リデ御異議ガゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 次會ノ議事日程ハ決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十時四十一分散會

貴族院議事速記第十四號正誤

頁 段 行 誤 正

一四一 三 二五 新 京 新 疆

一四二 一 一三 ブルバンガ クルバンガ

〃 〃 二九 ブルバンガ クルバンガ

貴族院議事速記第十五號正誤

頁 段 行 誤 正

一五三 三 一八 會計中 會計法中

一六〇 四 一四 眞 眞

〃 〃 一七 私 私

〃 〃 一九 アル 爲ス

一六一 一 二二 問 中

一六九 二 一六 総役ハ總管 総役又ハ總

一七〇 三 九 理人 管理入

一七一 一 一五 第六十七條 第六十七條

一七三 四 五 施行令 施行法